

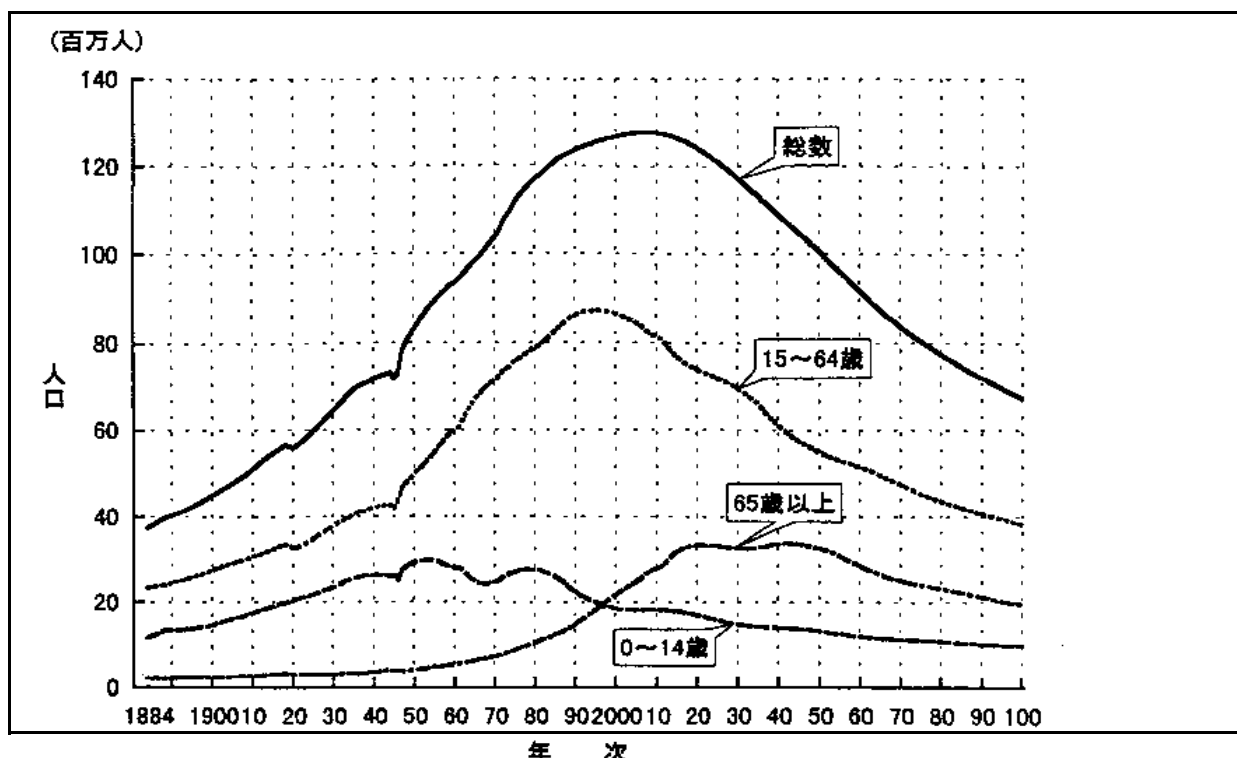
図表目次

- 1－ 1 年齢3区分別人口：1884～2090
- 1－ 2 出生数及び合計特殊出生率の推移
- 1－ 3 年齢別に見た未婚率の推移：1970～1995
- 1－ 4 夫婦の完結出生力の推移
- 1－ 5 高校及び大学・短期大学への進学率
- 1－ 6 女子の年齢階級別労働力人口比率の推移
- 1－ 7 平均世帯人数の推移
- 1－ 8 家族類型別一般世帯数及び割合
- 1－ 9 同居期間別離婚数：1930～98年
- 1－10 性別生涯未婚率及び初婚年齢（SMAM）
- 1－11 調査別に見た未婚女性の理想とライフコース
- 1－12 女性に期待するライフコース（男子）
- 1－13 予定・期待するライフコースの比較（男子及び女子）

- 2－ 1 男女別高等教育機関への進学率の推移
- 2－ 2 専門職に占める自省比率の推移
- 2－ 3 女性の潜在有業率
- 2－ 4 未婚率上昇に伴って上昇した20歳代後半女性の労働力率
- 2－ 5 一般労働者とパートタイム労働者の賃金プロフィールの比較（女子）
- 2－ 6 妻の収入増加と夫婦の合計可処分所得の変化
- 2－ 7 年齢別男女間賃金格差（イギリス・アメリカ・日本）
- 2－ 8 男女別勤続年数の国際比較

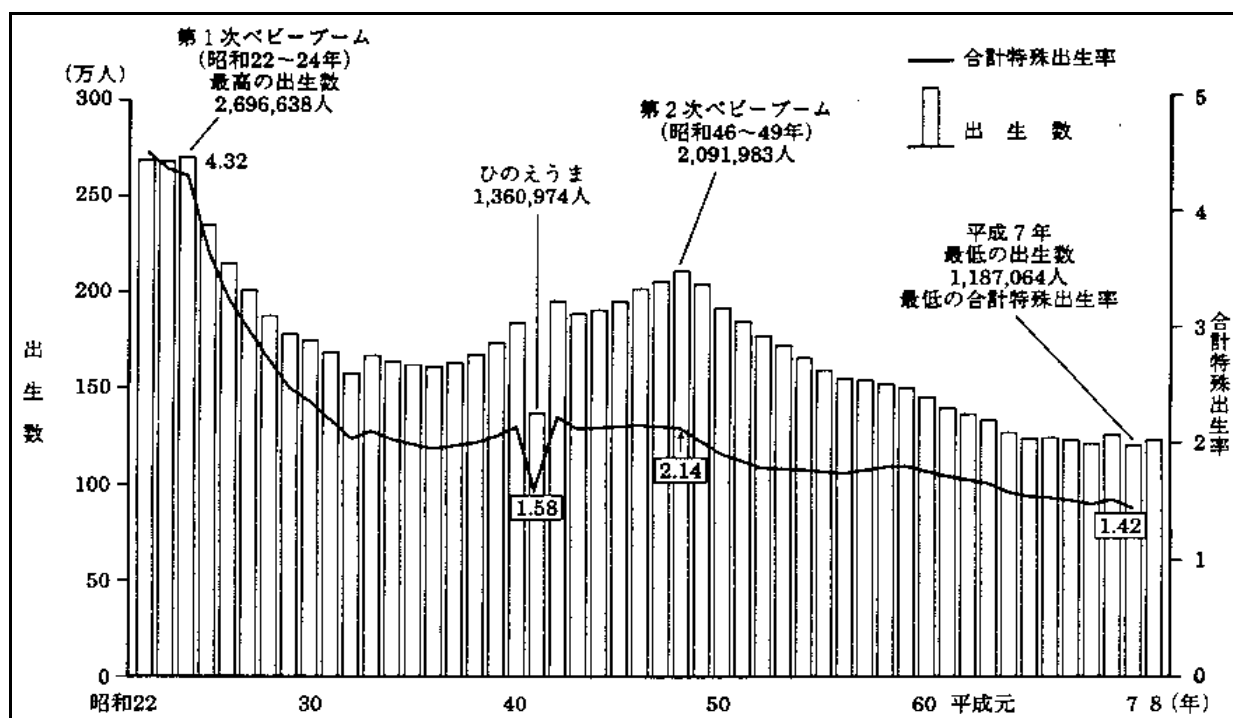
- 3－ 1 給与所得者の所得税計算のフローチャート
- 3－ 2 配偶者特別控除制度の仕組みと改革案
- 3－ 3 配偶者特別控除制度の廃止と消失控除の効果
- 3－ 4 配偶者特別控除利用者の比率（給与階層別）
- 3－ 5 配偶者特別控除利用者の階級別分布
- 3－ 6 年収階級、就業調整の有無別パート労働者数（女子）
- 3－ 7 二分二乗方式の模式図
- 3－ 8 年金制度の体系
- 3－ 9 パートタイム労働者の厚生年金・国民年金の適用について
- 3－10 夫婦二分の年金制度における標準月収の計算
- 3－11 配偶者の死亡時・夫婦の離婚時の年金給付と負担の現状
- 3－12 夫死亡時の年金の3つの選択
- 3－13 医療保険における家族の取り扱い
- 3－14 働く女性をめぐる制度・政策の国際比較

図表 1-1 年齢3区分別人口：1884年～2090



総務庁統計局『国勢調査』及び国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』（平成7年1月）による

図表 1-2 出生数及び合計特殊出生率の推移



資料出所：厚生省「人口動態統計」

図表 1-3 年齢別に見た未婚率の推移：1970～1995年

年齢	男						女					
	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年
15～19	99.3	99.5	99.6	99.4	98.5	99.2	97.9	98.6	99.0	98.9	98.2	98.9
20～24	90.1	88.0	91.5	92.1	92.2	92.6	71.7	69.2	77.7	81.4	85.0	86.4
25～29	46.5	48.3	55.1	60.4	64.4	66.9	18.1	20.9	24.0	30.6	40.2	48.0
30～34	11.6	14.3	21.5	28.1	32.6	37.3	7.2	7.7	9.1	10.4	13.9	19.7
35～39	4.7	6.1	8.5	14.2	19.0	22.6	5.8	5.3	5.5	6.6	7.5	10.0
40～44	2.8	3.7	4.7	7.4	11.7	16.4	5.3	5.0	4.4	4.9	5.8	6.7
45～49	1.9	2.5	3.1	4.7	6.7	11.2	4.0	4.9	4.4	4.3	4.6	5.6

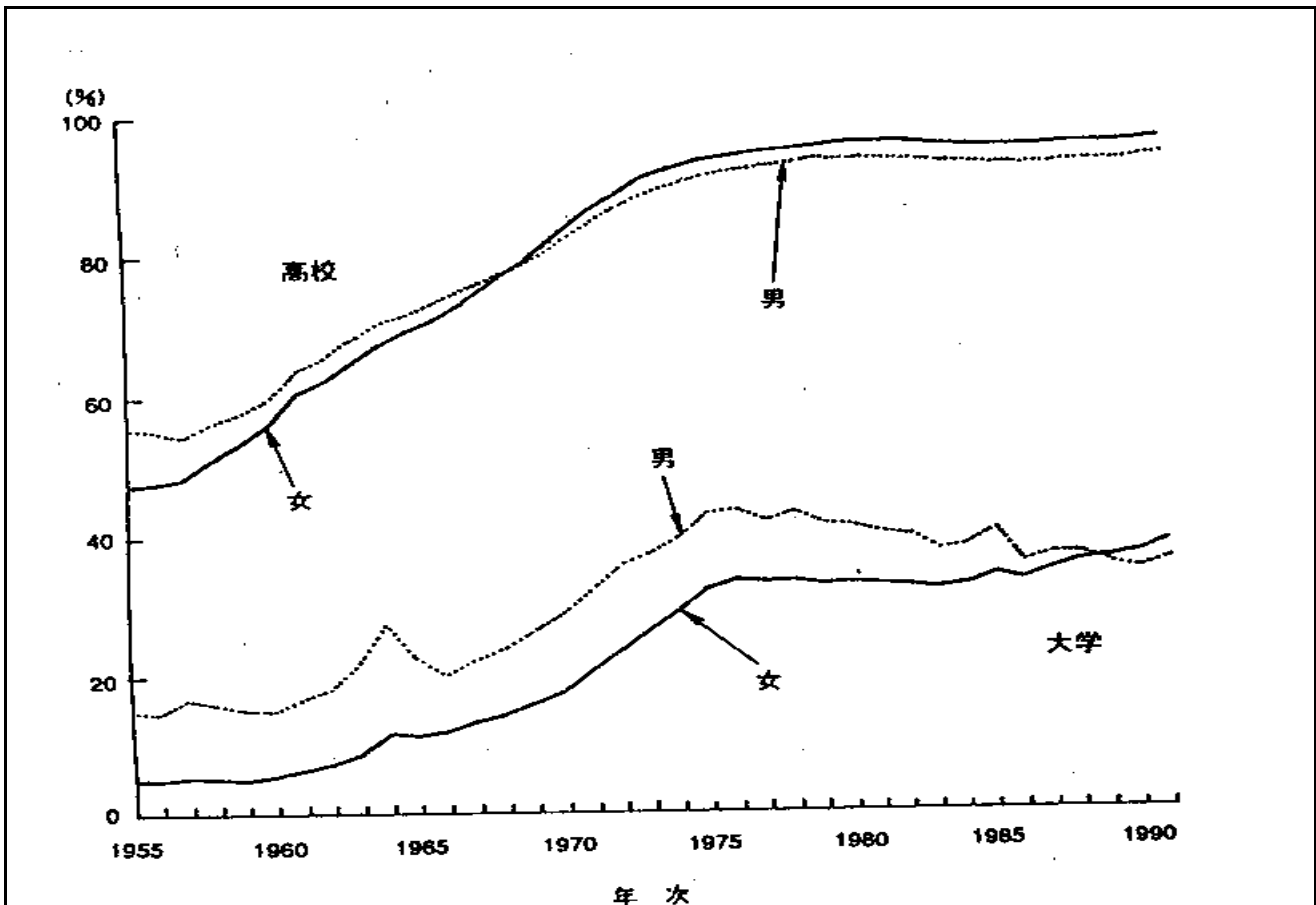
(資料) 総務庁統計局「国勢調査」

図表 1-4 夫婦の完結出生力の推移

出生 コーホート	調査 年次	年齢 階層	出生子供数別有配偶女子割合 (%)					平均出生 子供数(人)
			無子	1人	2人	3人	4人以上	
1890年以前	1950	60歳以上	11.8	6.8	6.6	8.0	66.8	4.96
1891-1895	1950	55-59	10.1	7.3	6.8	7.6	68.2	5.07
1896-1900	1950	50-54	9.4	7.6	6.9	8.3	67.8	5.03
1901-1905	1950	45-49	8.6	7.5	7.4	9.0	67.5	4.99
1911-1915	1960	45-49	7.1	7.9	9.4	13.8	61.8	4.18
1921-1925	1970	45-49	6.9	9.2	24.5	29.8	29.6	2.65
1928-1932	1977	45-49	3.6	11.0	47.0	29.0	9.4	2.33
1933-1937	1982	45-49	3.6	10.8	54.2	25.7	5.7	2.21
1938-1942	1987	45-49	3.6	10.3	55.0	25.5	5.5	2.20
1943-1947	1992	45-49	3.8	9.0	57.9	24.2	5.1	2.18
1948-1952	1992	40-44	4.1	9.4	57.3	25.4	3.8	2.16

(出典) 1950年、60年および1970年は国勢調査、1977年～1992年調査は厚生省人口問題研究所「(第7～10回)出生動向基本調査(旧出産力調査)」。

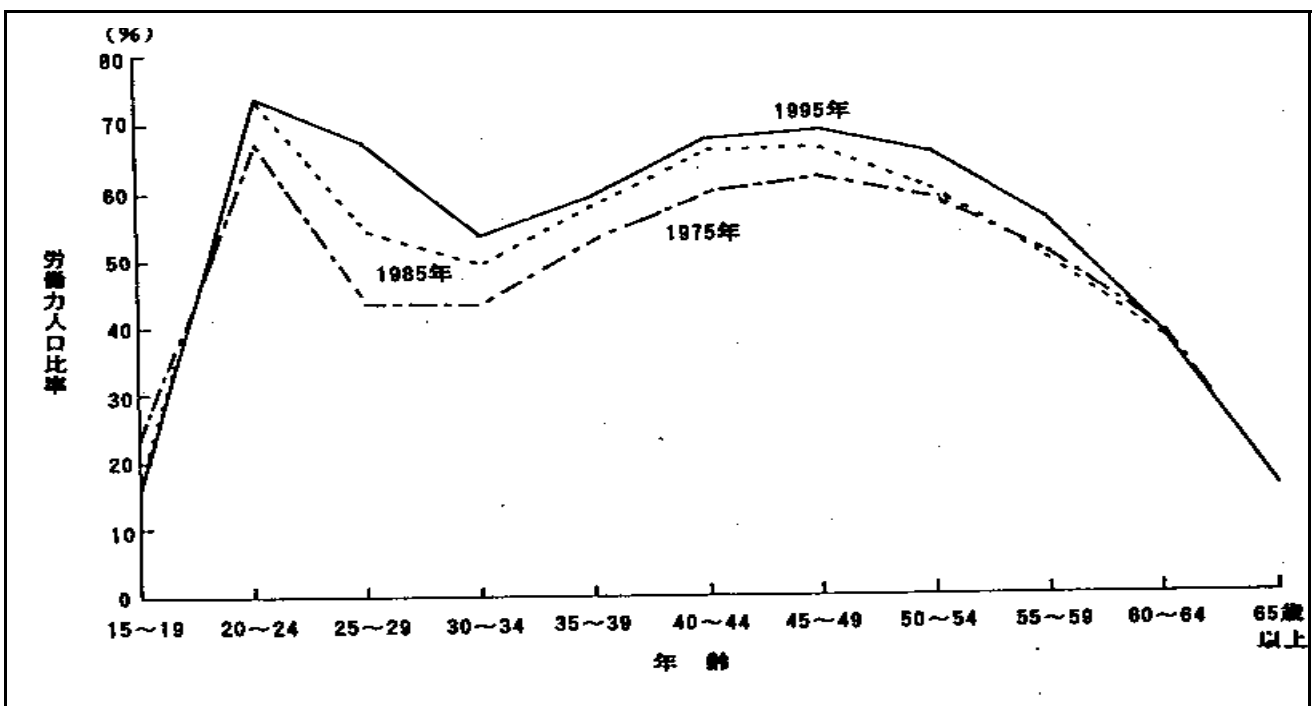
図表 1-5 高校及び大学・短期大学への進学率



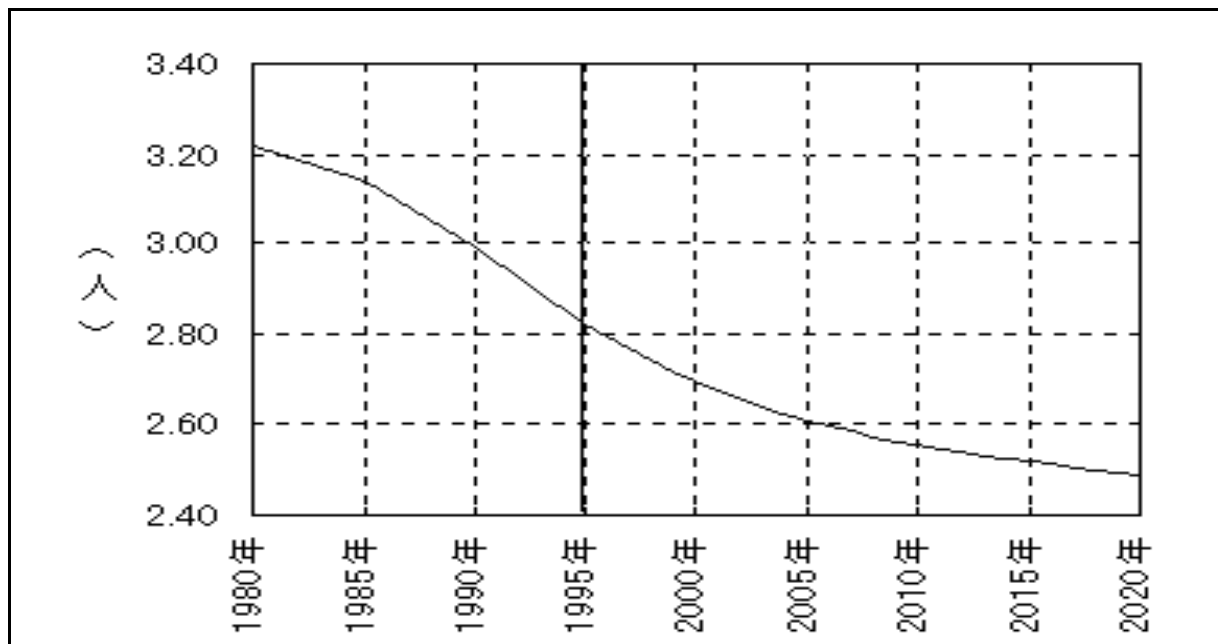
(資料) 文部省統計調査課「文部統計要覧」

(注) 大学・短期大学への進学率：大学部・短期大学本科入学者数（浪人も含む）を3年前の中学卒業者数で除した比率

図表 1-6 女子の年齢階級別労働力人口比率の推移



図表 1-7 平均世帯人員の推移



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」1998年10月推計

図表 1-8 家族類型別一般世帯数及び割合

年次	一般世帯						
	総数	単独	核家族世帯				その他
			総数	夫婦のみ	夫婦と子	ひとり親と子	
	世帯数 (1,000世帯)						
1980年	35,824	7,105	21,594	4,460	15,081	2,053	7,124
1985年	37,980	7,895	22,804	5,212	15,189	2,403	7,282
1990年	40,670	9,390	24,218	6,294	15,172	2,753	7,063
1995年	43,900	11,239	25,760	7,619	15,032	3,108	6,901
2000年	46,407	12,341	27,349	8,920	14,852	3,577	6,718
2005年	48,227	13,171	28,540	9,932	14,627	3,981	6,516
2010年	49,142	13,734	29,079	10,541	14,252	4,286	6,329
2015年	49,273	14,159	28,967	10,753	13,706	4,507	6,147
2020年	48,853	14,531	28,357	10,694	13,043	4,620	5,966
	割合 (%)						
1980年	100.0	19.8	60.3	12.5	42.1	5.7	19.9
1985年	100.0	20.8	60.0	13.7	40.0	6.3	19.2
1990年	100.0	23.1	59.5	15.5	37.3	6.8	17.4
1995年	100.0	25.6	58.7	17.4	34.2	7.1	15.7
2000年	100.0	26.6	58.9	19.2	32.0	7.7	14.5
2005年	100.0	27.3	59.2	20.6	30.3	8.3	13.5
2010年	100.0	27.9	59.2	21.4	29.0	8.7	12.9
2015年	100.0	28.7	58.8	21.8	27.8	9.1	12.5
2020年	100.0	29.7	58.0	21.9	26.7	9.5	12.2

注：四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

(資料) 図表 1-7 と同じ

図表1-9 同居期間別離婚数：1930～96年

同居期間	1930年	1947年	1950年	1960年	1970年	1980年	1990年	1995年	1996年*
実数									
総数	75,267	79,551	119,135	69,410	95,937	141,689	157,608	199,016	206,966
1年未満	11,198	11,184	14,773	11,345	14,523	12,990	13,065	14,893	15,512
1年	9,949	11,645	13,014	9,327	11,149	11,427	14,387	18,081	19,123
2年	7,575	8,639	11,731	6,844	9,193	10,211	12,326	16,591	17,604
3年	6,239	9,649	10,141	5,359	7,772	9,204	10,452	14,576	15,118
4年	5,532	7,388	8,677	4,558	6,852	8,765	9,446	12,569	13,078
0～4年	40,493	48,505	58,336	37,433	49,489	52,597	59,676	76,710	80,435
5～9年	19,879	18,525	28,597	15,313	23,299	39,034	33,168	41,185	42,729
10～14年	7,678	6,766	16,206	9,740	11,898	24,425	21,988	25,308	25,966
15～19年	3,933	3,036	8,172	3,836	5,858	14,088	19,924	19,153	18,970
20年以上	3,231	2,479	6,810	3,037	5,072	10,883	21,718	31,877	32,660
不詳	53	240	1,014	51	321	662	1,134	4,783	...
割合 (%)									
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1年未満	14.9	14.1	12.4	16.3	15.1	9.2	8.3	7.5	7.5
1年	13.2	14.6	10.9	13.4	11.6	8.1	9.1	9.1	9.2
2年	10.1	10.9	9.8	9.9	9.6	7.2	7.8	8.3	8.5
3年	8.3	12.1	8.5	7.7	8.1	6.5	6.6	7.3	7.3
4年	7.3	9.3	7.3	6.6	7.1	6.2	6.0	6.3	6.3
0～4年	53.8	61.0	49.0	53.9	51.6	37.1	37.9	38.5	38.9
5～9年	26.4	23.3	24.0	22.1	24.3	27.5	21.0	20.7	20.6
10～14年	10.2	8.5	13.6	14.0	12.4	17.2	14.0	12.7	12.5
15～19年	5.2	3.8	6.9	5.5	6.1	9.9	12.6	9.6	9.2
20年以上	4.3	3.1	5.7	4.4	5.3	7.7	13.8	16.0	15.8
不詳	0.1	0.3	0.9	0.1	0.3	0.5	0.7	2.4	...

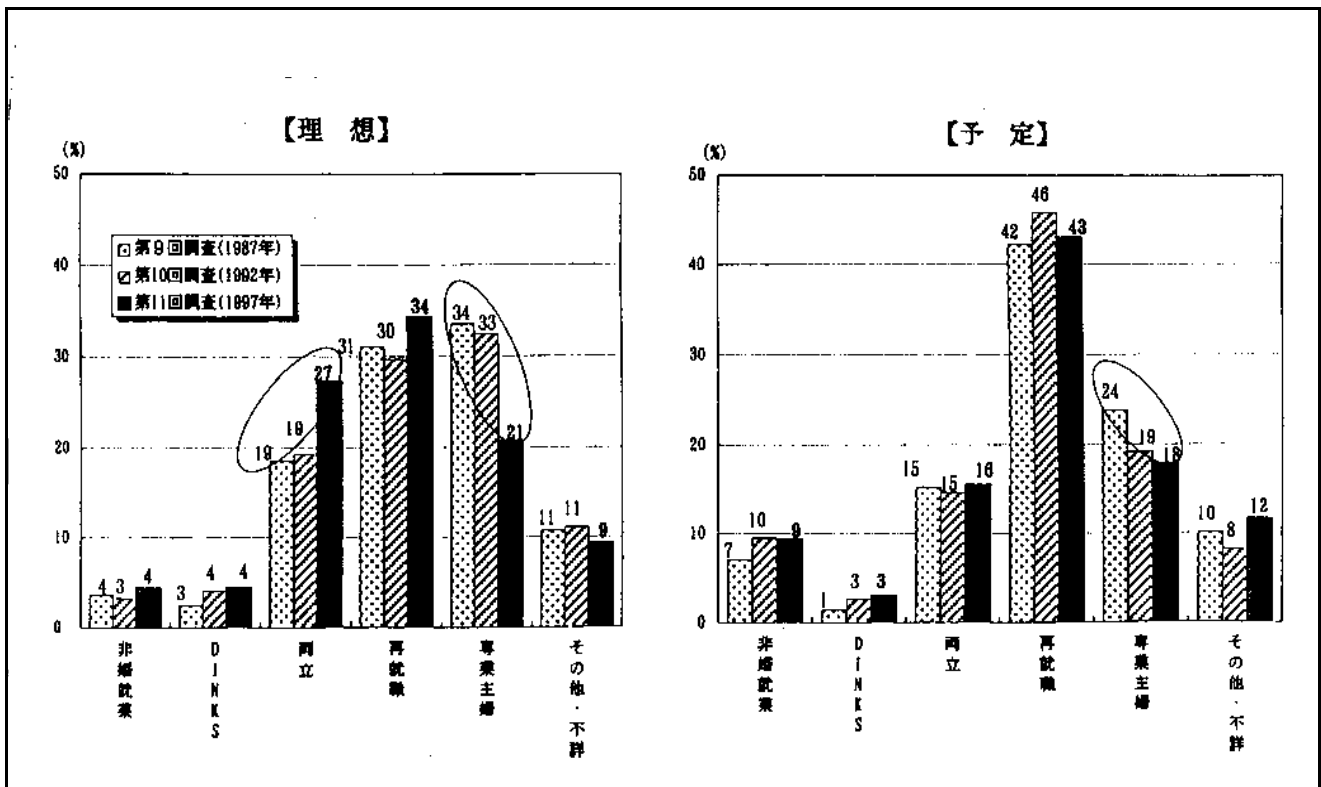
1930年は内閣統計局『日本帝国人口動態統計』，1947年以降は厚生省統計情報部『人口動態統計』による。*概数により同居期間不詳を含む。

図表1-10 性別生涯未婚率及び初婚年齢 (SMAM)：1950～95年

年次	男		女		年次	男		女	
	生涯未婚率 (%)	初婚年齢 (歳)	生涯未婚率 (%)	初婚年齢 (歳)		生涯未婚率 (%)	初婚年齢 (歳)	生涯未婚率 (%)	初婚年齢 (歳)
1920	2.17	25.02	1.80	21.16	1965	1.50	27.42	2.52	24.82
1925	1.72	25.09	1.61	21.18	1970	1.70	27.47	3.33	24.65
1930	1.68	25.77	1.48	21.83	1975	2.12	27.65	4.32	24.48
1935	1.65	26.38	1.44	22.51	1980	2.60	28.67	4.45	25.11
1940	1.75	27.19	1.47	23.33	1985	3.89	29.57	4.32	25.84
1950	1.46	26.21	1.35	23.60	1990	5.57	30.35	4.33	26.87
1955	1.18	27.04	1.46	24.68	1995	8.92	30.57	5.08	27.63
1960	1.26	27.44	1.87	24.96					

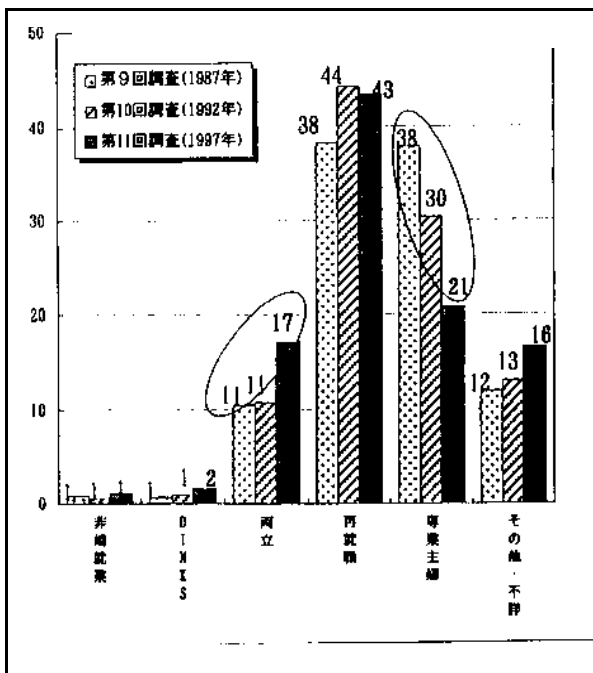
総務庁統計局『国勢調査報告』により算出。SMAM (Singulate mean age at first marriage) は、静態統計の年齢別未婚率から計算する結婚年齢であり、次式により計算する。 $SMAM = \{\sum(Cx-50 \cdot S)\} / (1-S)$ 。ただし、Cxは年齢別未婚率、Sは生涯未婚率である。生涯未婚率は、45～49歳と50～54歳未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率を示す。

図表1-11 調査別にみた未婚女性の理想と予定のライフコース

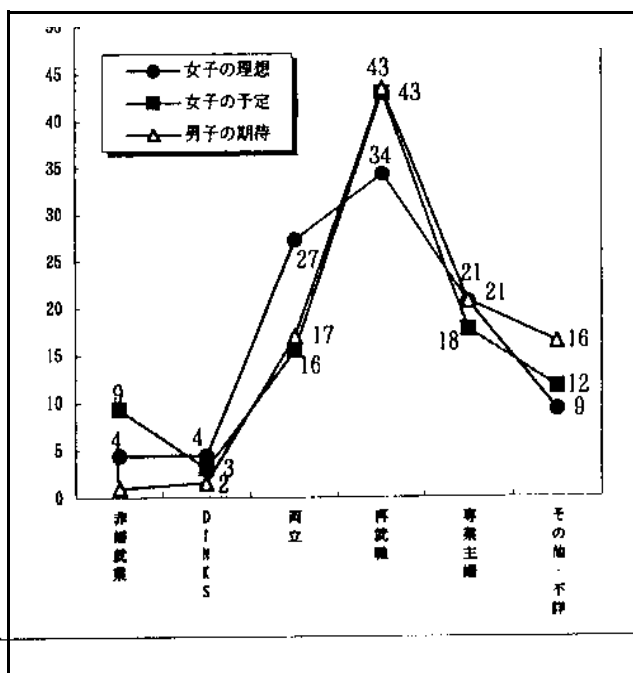


(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「第11回出生動向基本調査」

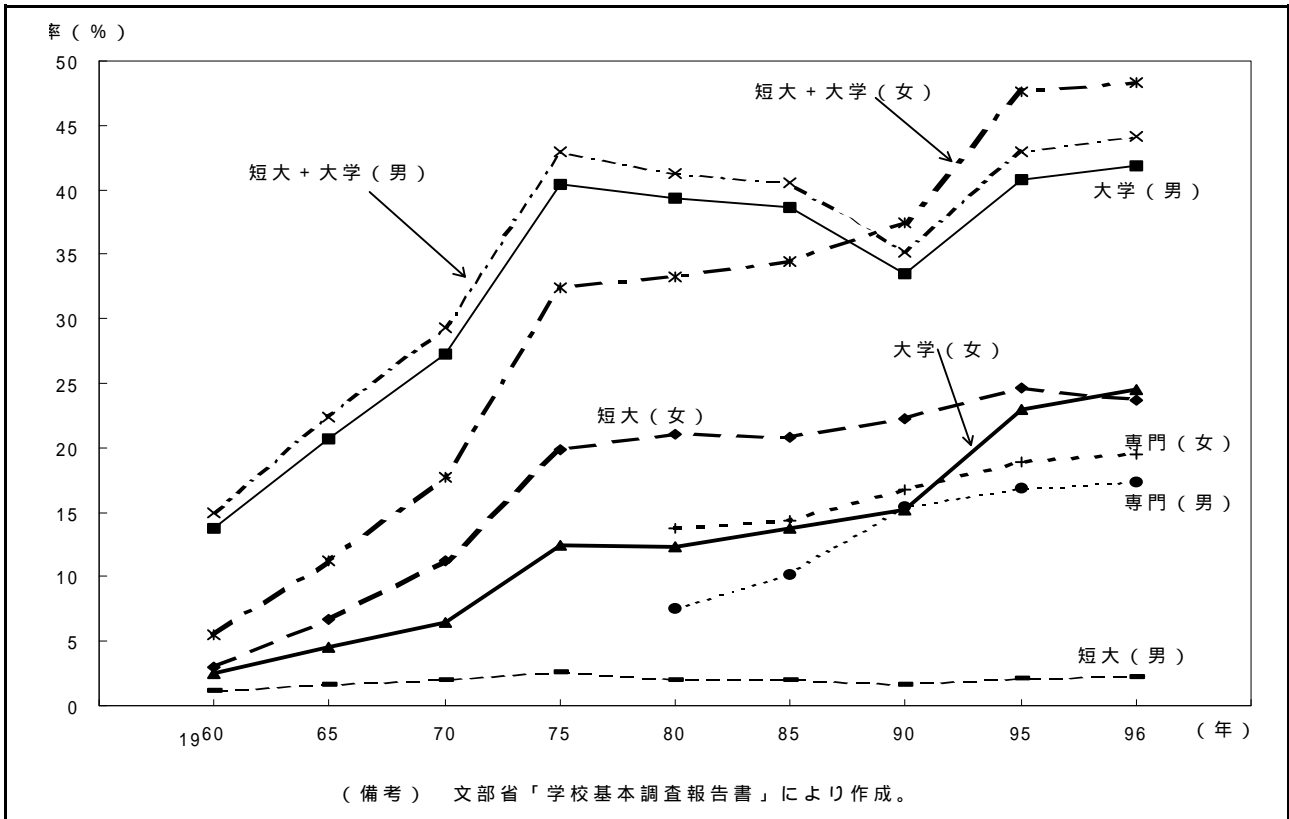
表1-12 女性に期待するライフコース 【男子】



図表1-13 予定・期待するライフコースの比較 【男子及び女子】

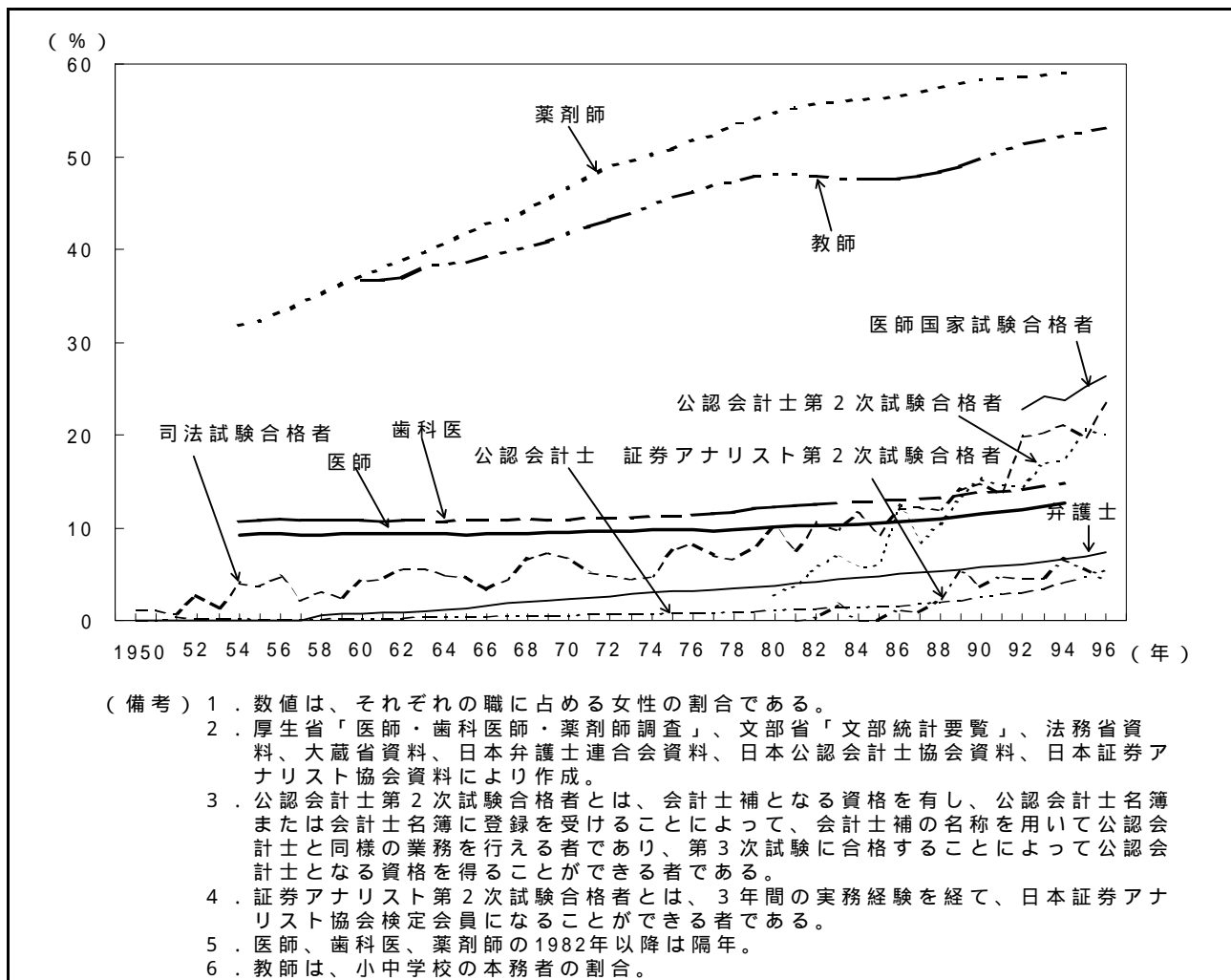


図表 2-1 男女別高等教育機関への進学率の推移



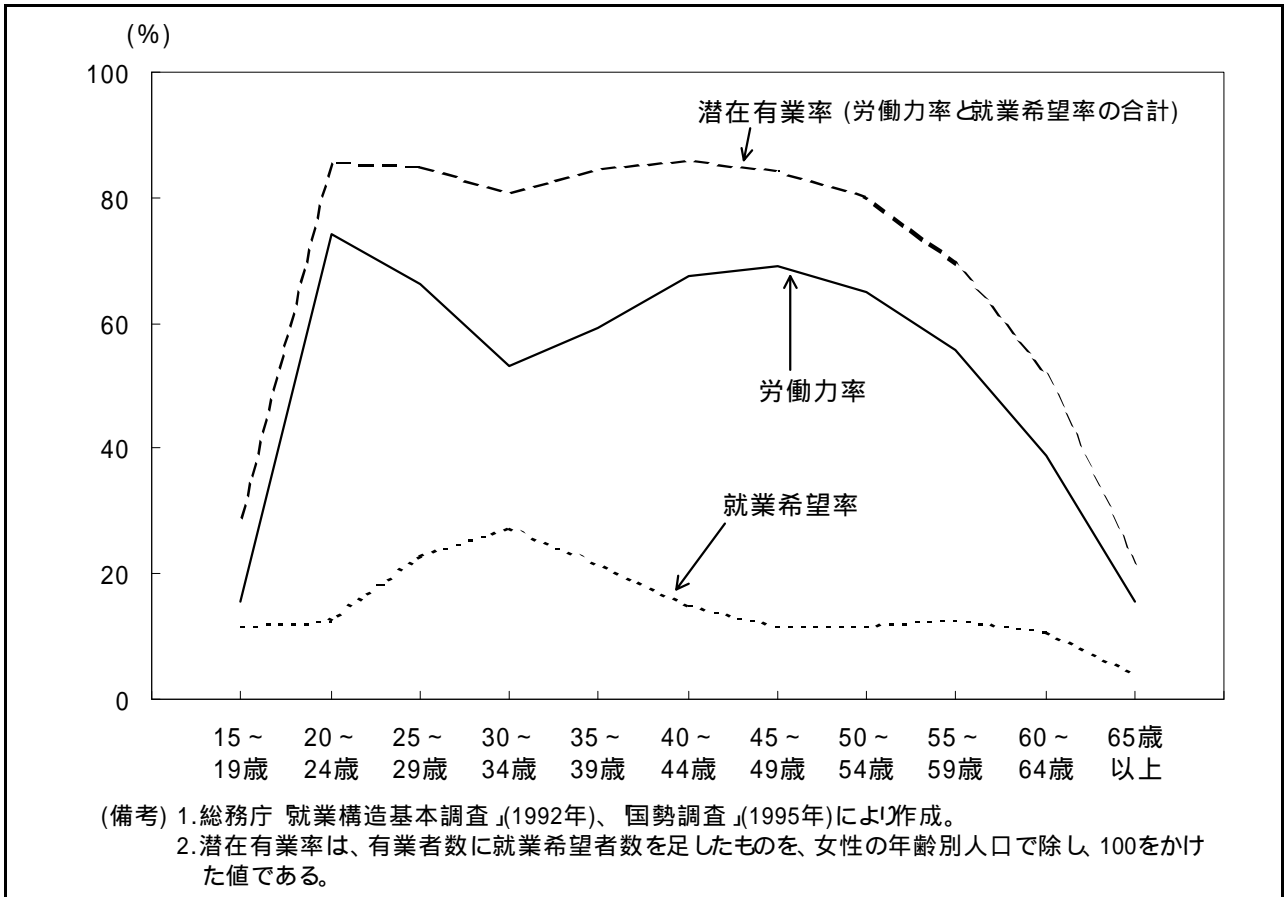
(資料) 国民生活白書 1997年度版

図表 2-2 専門職に占める女性比率の推移



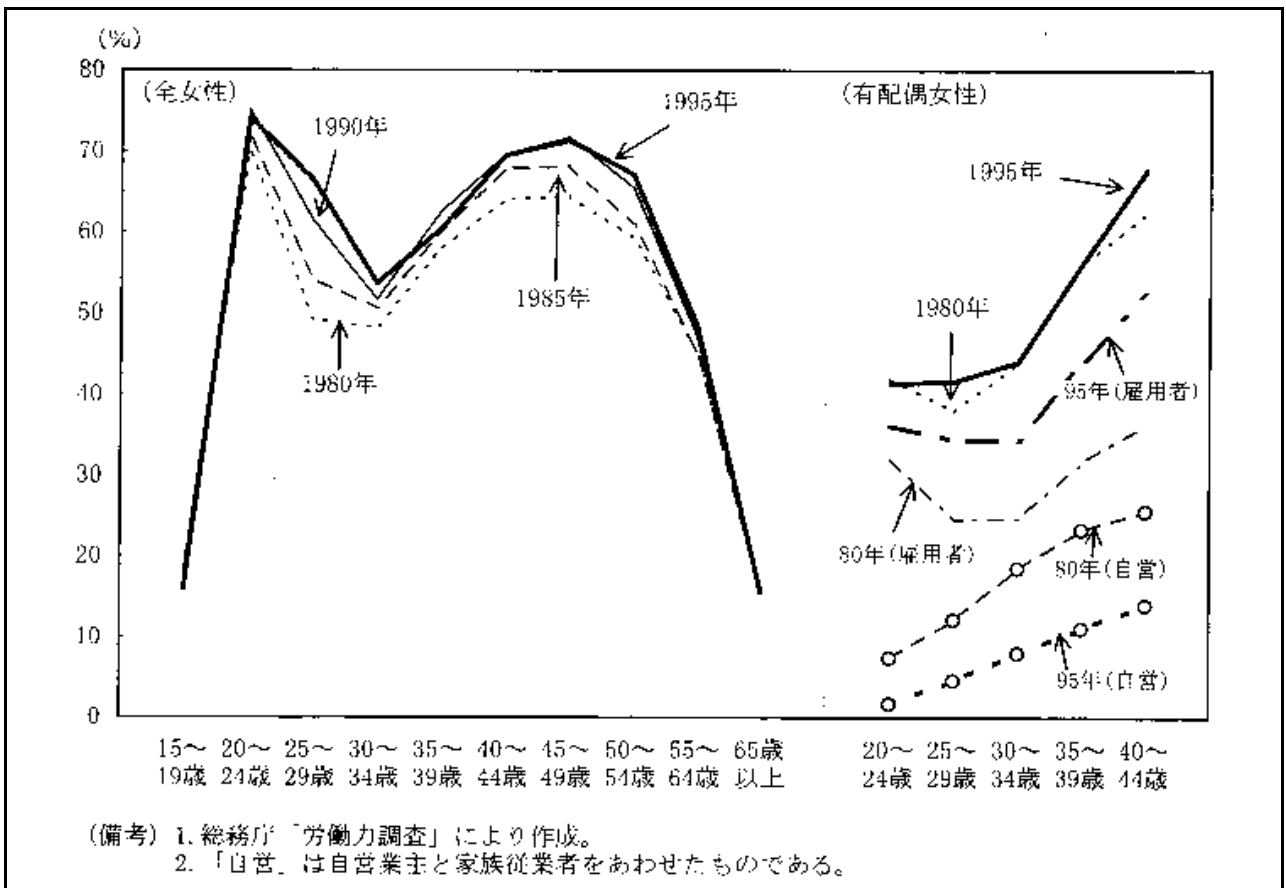
(資料) 国民生活白書 1997年度版

図表 2-3 女性の潜在有業率



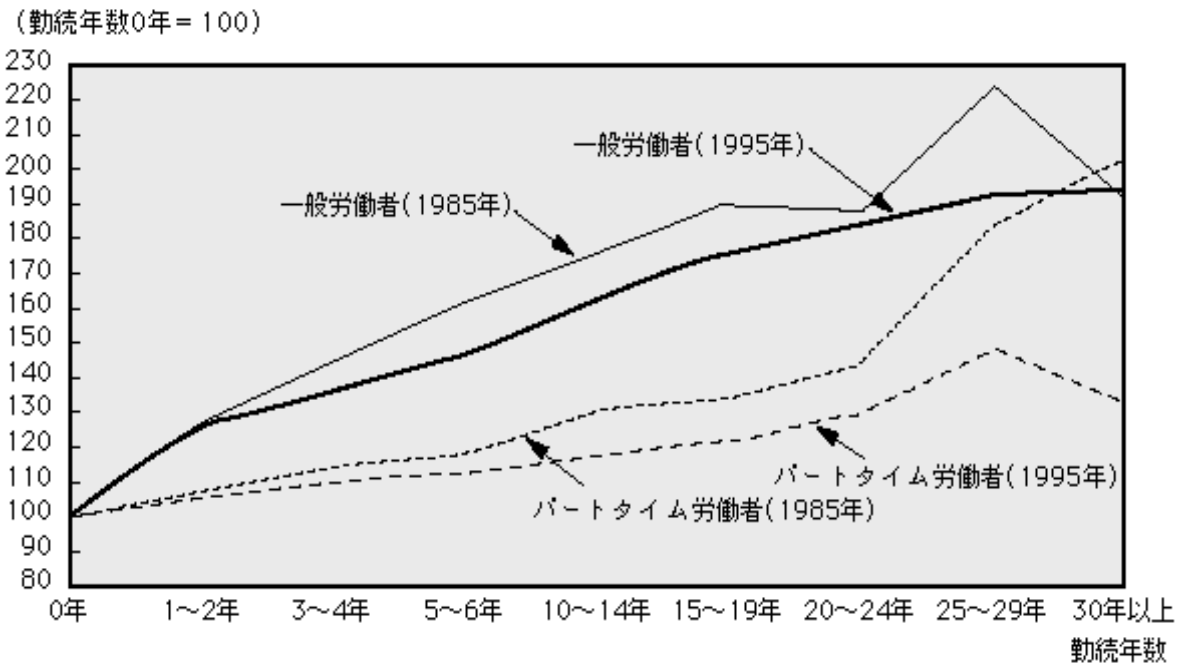
(資料) 国民生活白書 1997年度版

図表 2-4 未婚率上昇に伴って上昇した20歳代後半女性の労働力率



(資料) 国民生活白書 1997年度版

図表 2-5 一般労働者とパートタイム労働者の賃金プロフィールの比較 (女子)

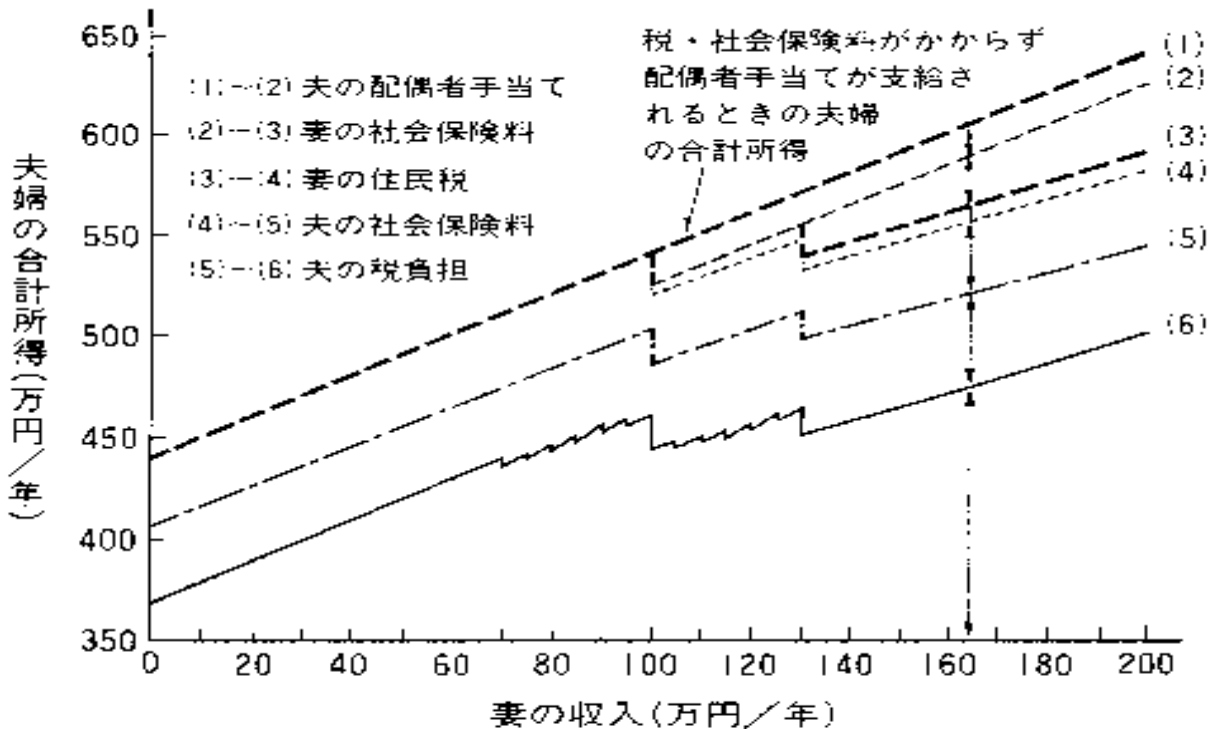


資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」を労働省政策調査部にて特別集計したものから労働経済課が推計

(注) 企業規模及び年齢階級について属性調整したものから推計。

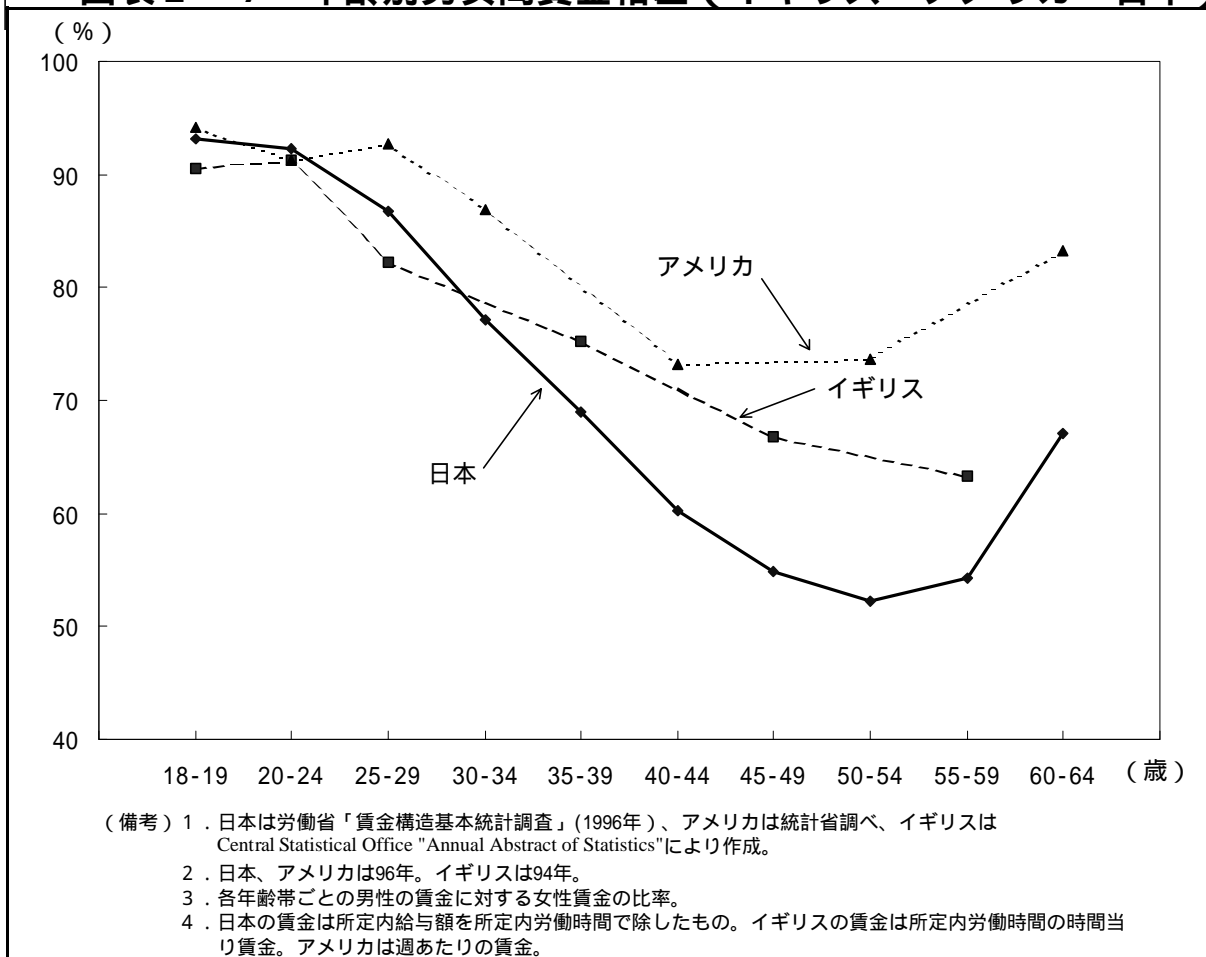
(出店) 労働白書1998年度版

図表 2-6 妻の収入の増加と夫婦の合計可処分所得の変化 (1994年の税・社会保障制度)



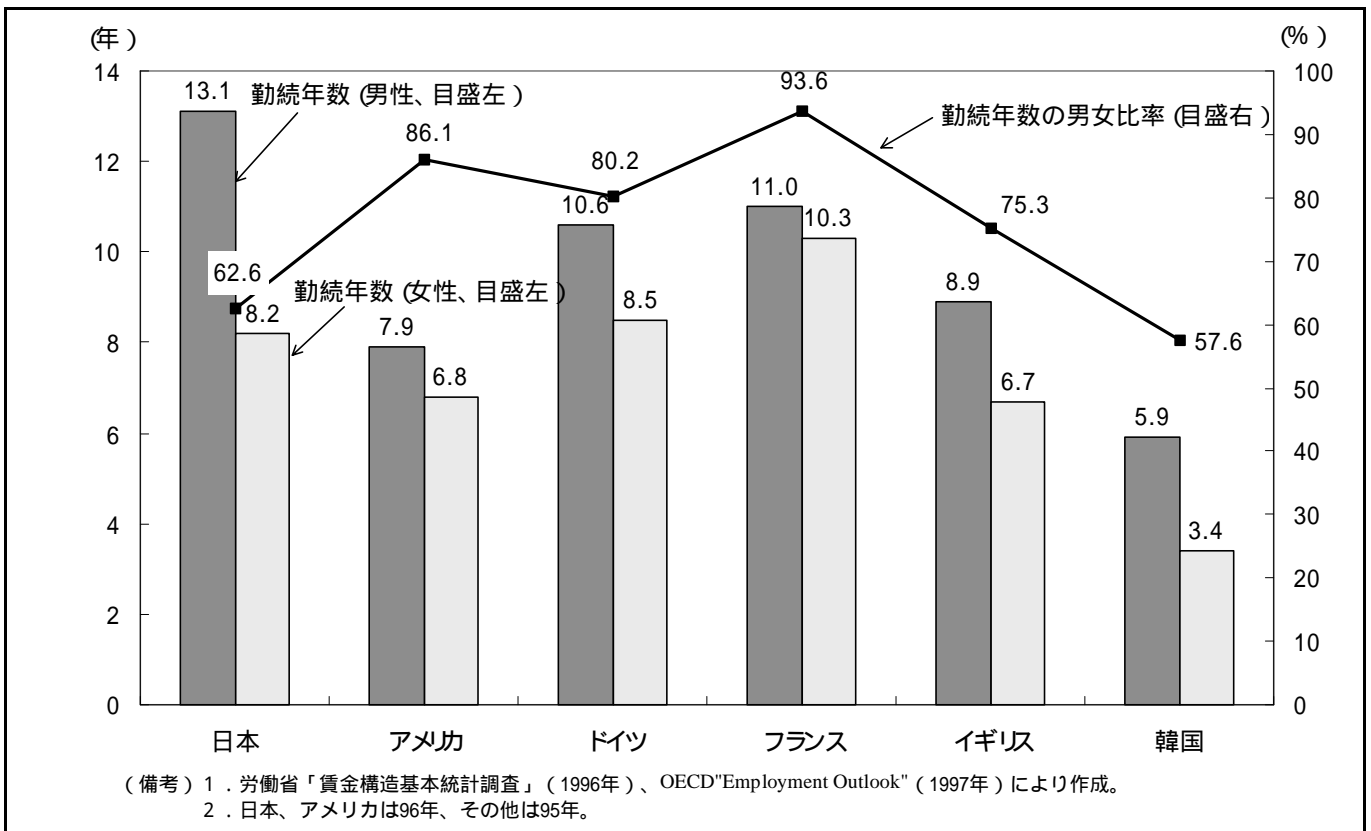
(出所) 樋口美雄「労働経済学」東洋経済新報社,1996年

図表 2-7 年齢別男女間賃金格差（イギリス・アメリカ・日本）



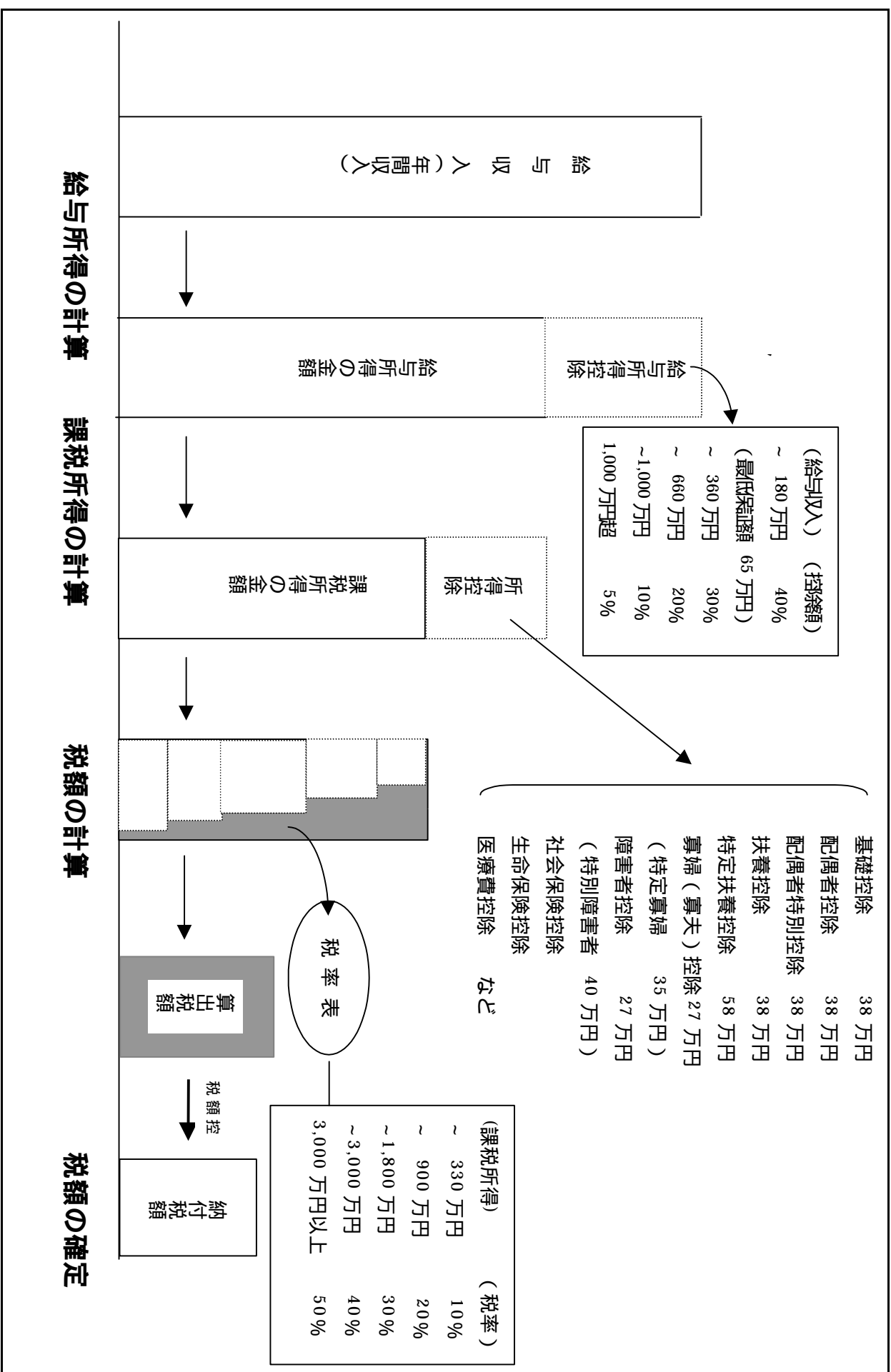
(資料) 国民生活白書 1997年度版

図表 2-8 男女別勤続年数の国際比較

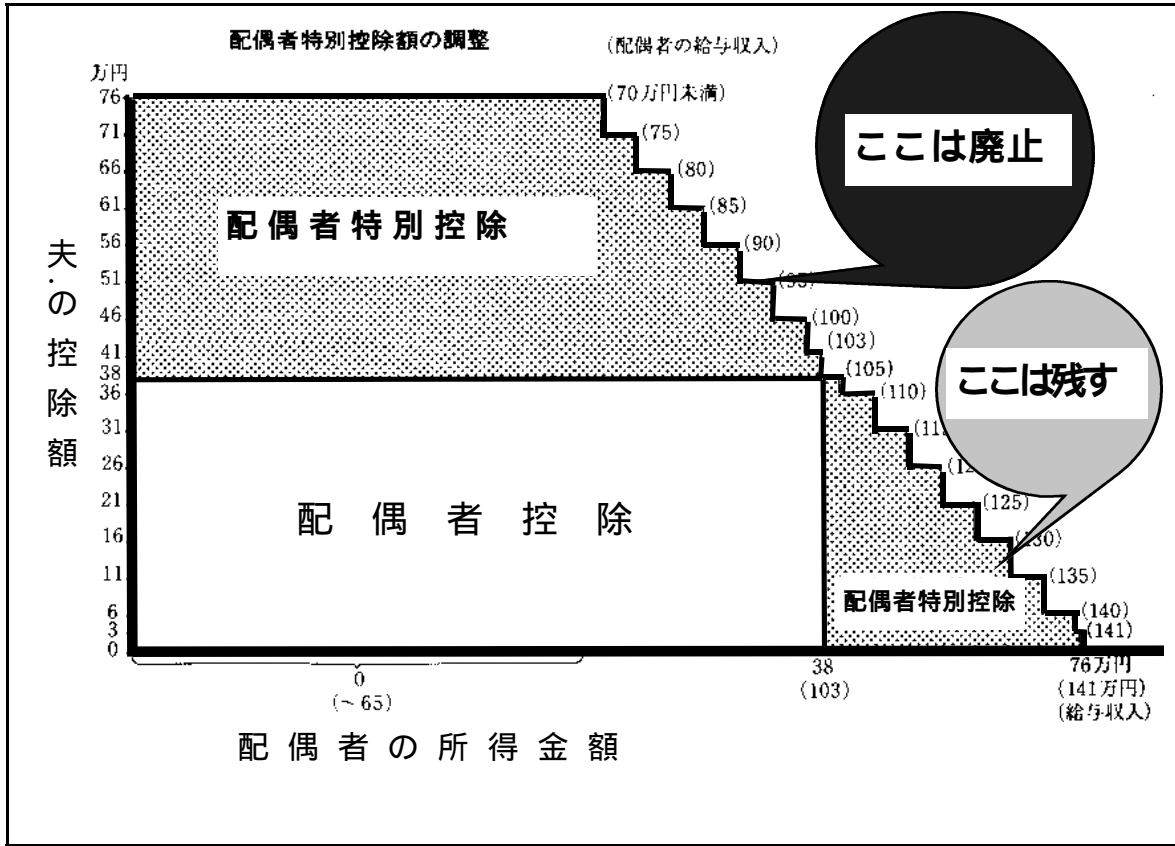


(資料) 国民生活白書 1997年度版

図表 3-1 給与所得者の所得税計算のフローチャート

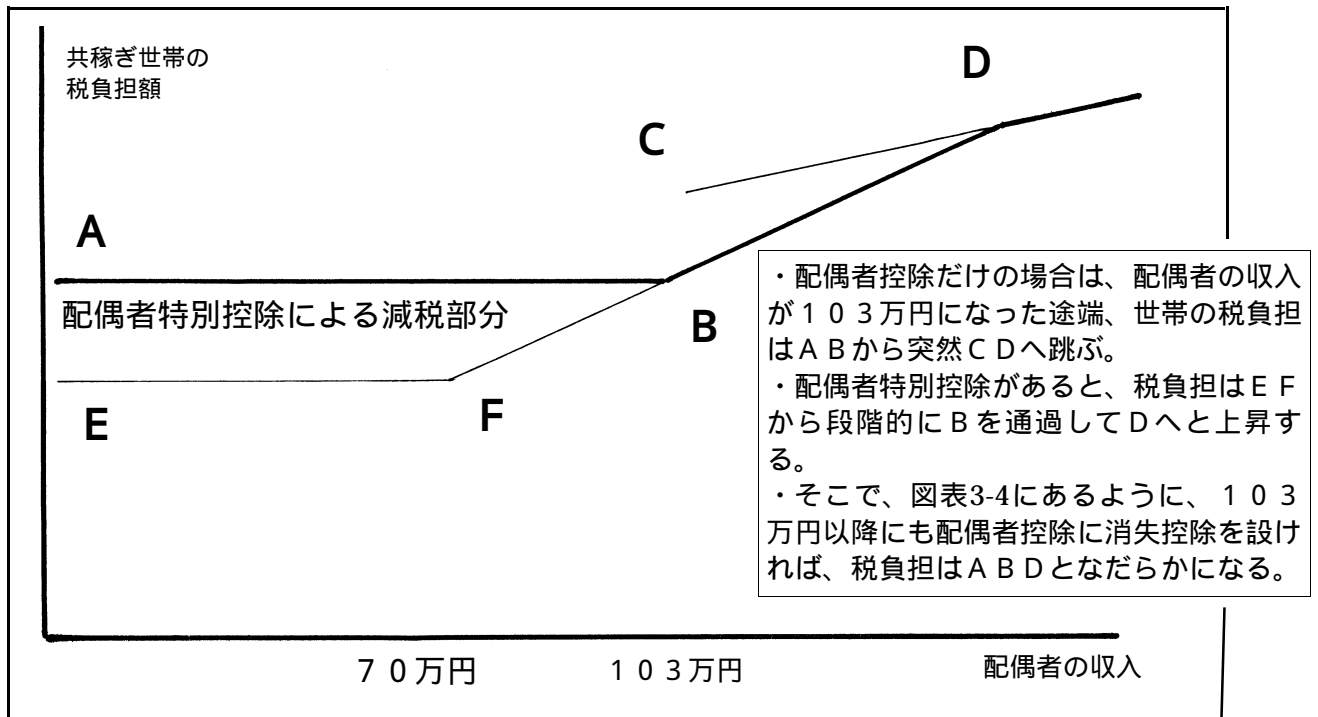


図表 3 - 2 配偶者特別控除制度の仕組みと改革案

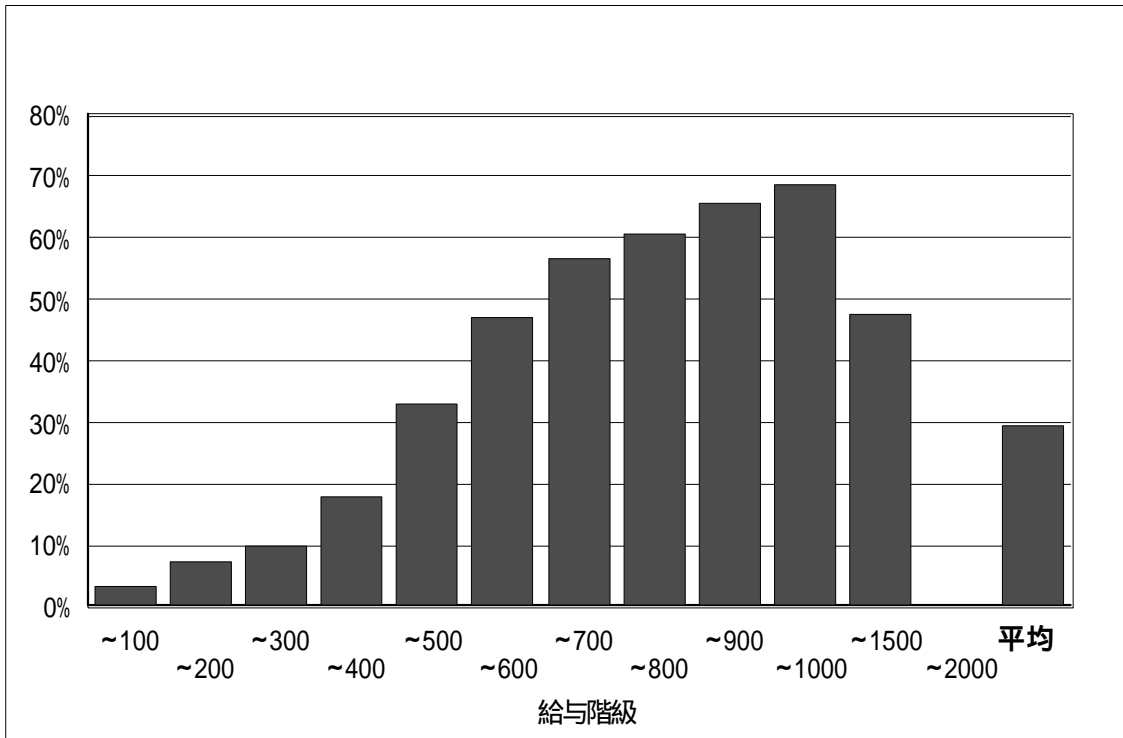


(出所) 図説日本の税制 1998年度版 財経詳報社

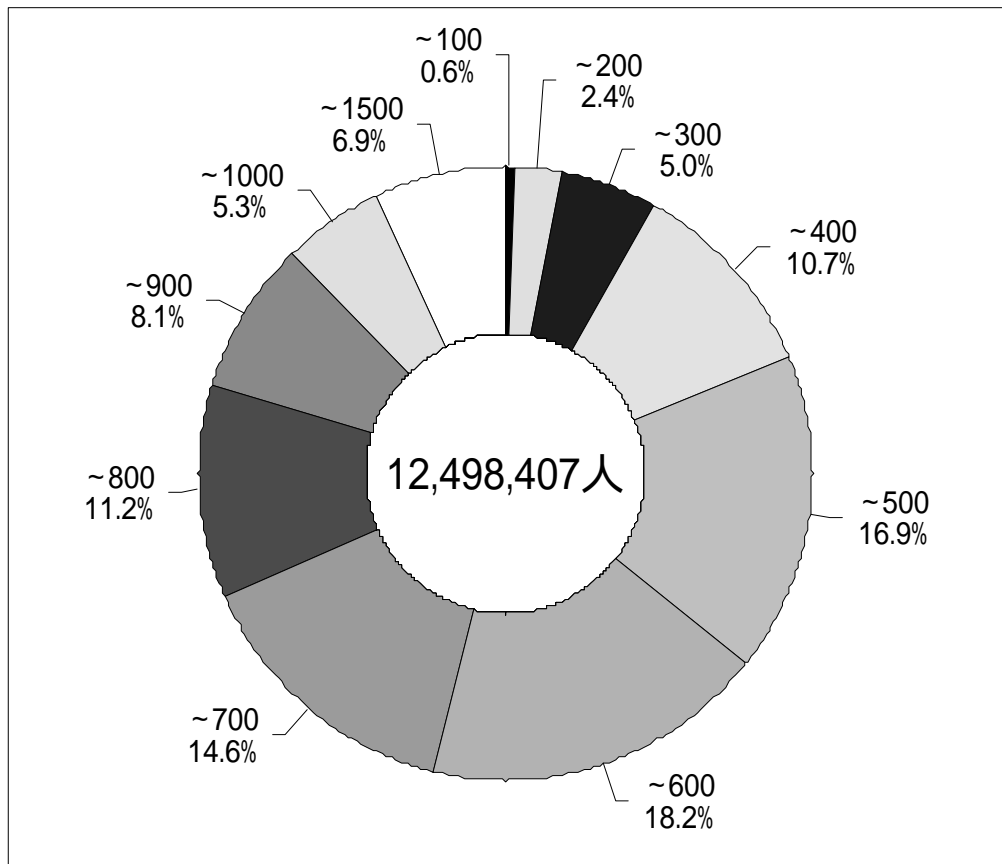
図表 3 - 3 配偶者特別控除の廃止と消失控除の創設による効果



図表 3 - 4 配偶者特別控除利用者の比率（給与階級別）

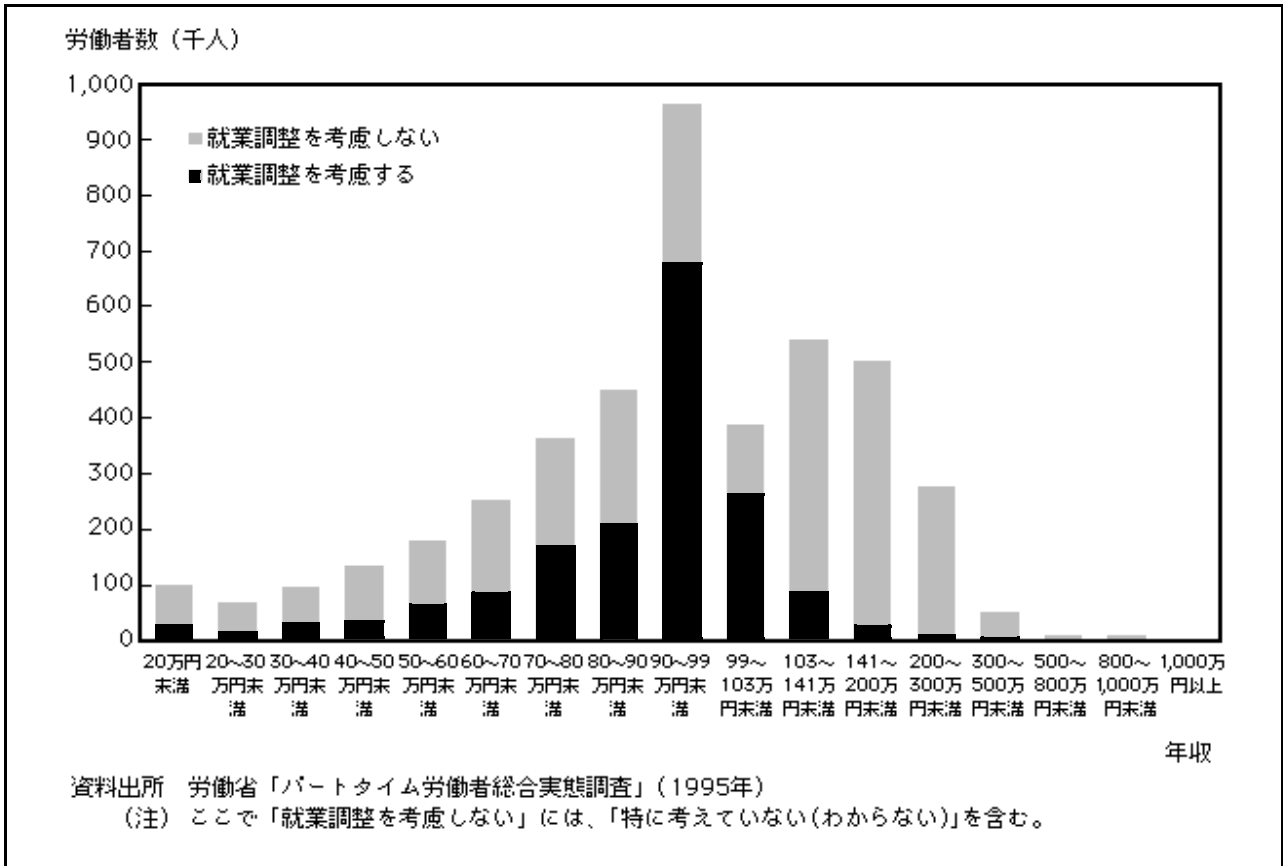


図表 3 - 5 配偶者特別控除利用者の給与階級別分布



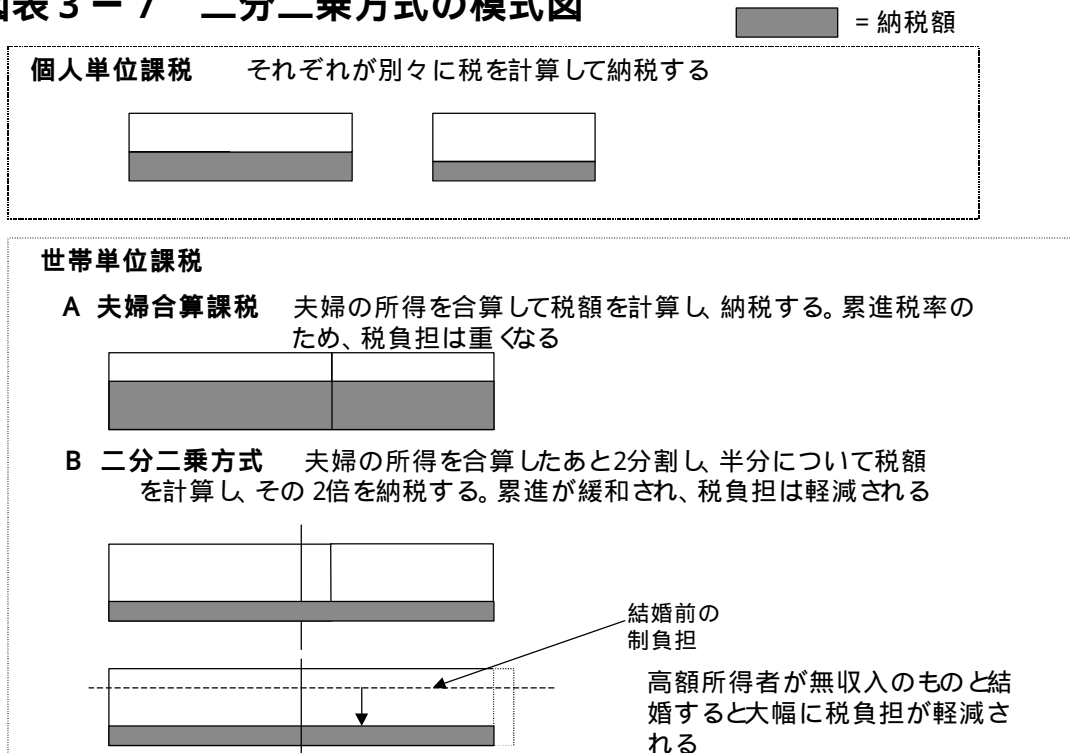
(出所) 国税庁企画課「民間給与の実態」平成8年度分 1997年9月
 注: 給与所得者の総数は3,433,216人である。

図表 3 - 6 年収階級、就業調整の有無別パート労働者数（女子）

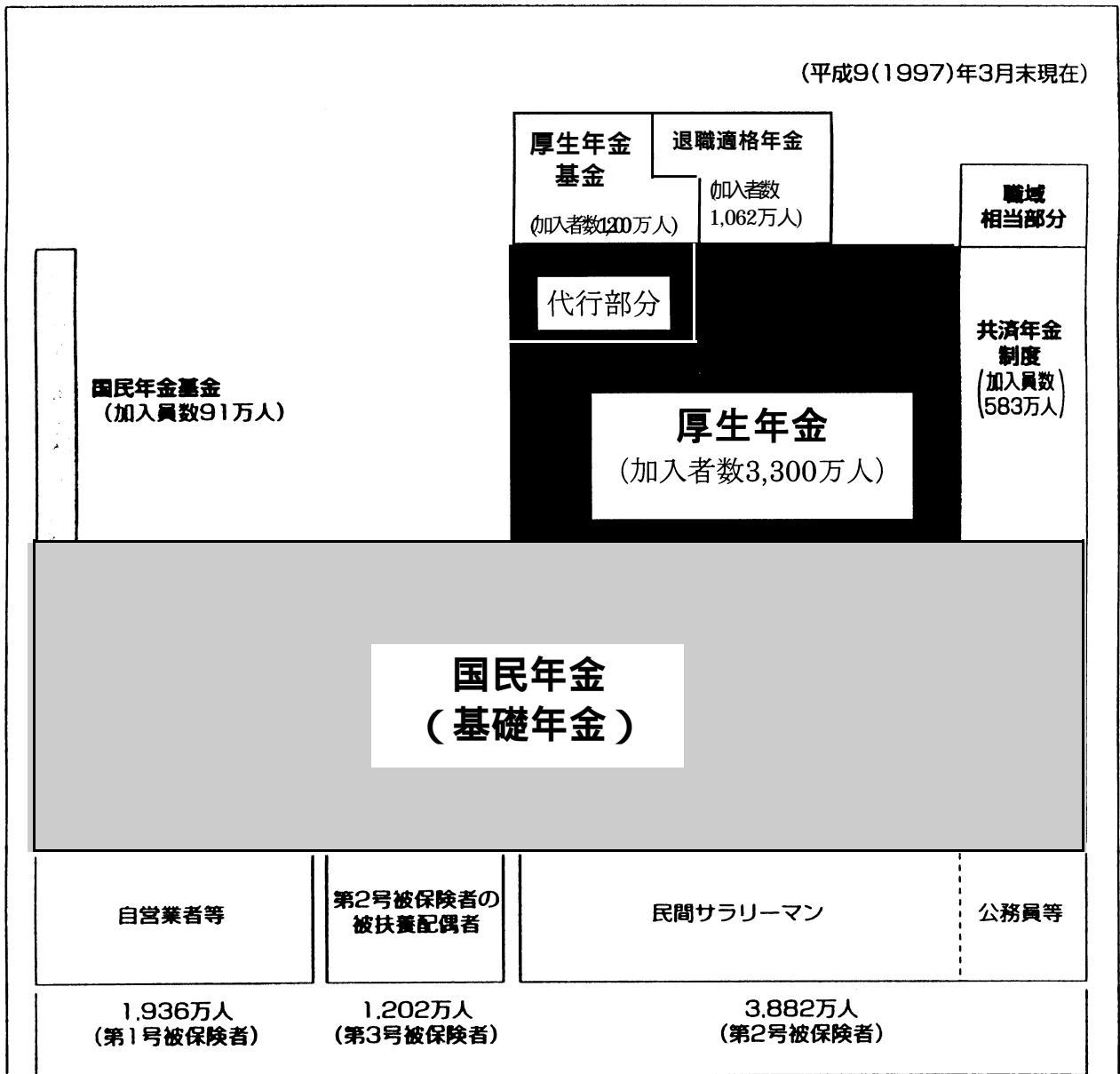


(出所) 労働白書1997年度版

図表 3 - 7 二分二乗方式の模式図



(注) 日本、英国、スウェーデンは個人単位課税、米国、ドイツは個人単位か二分二乗方式かの選択制、フランスは子供まで含めたn分のn乗方式の世帯単位課税



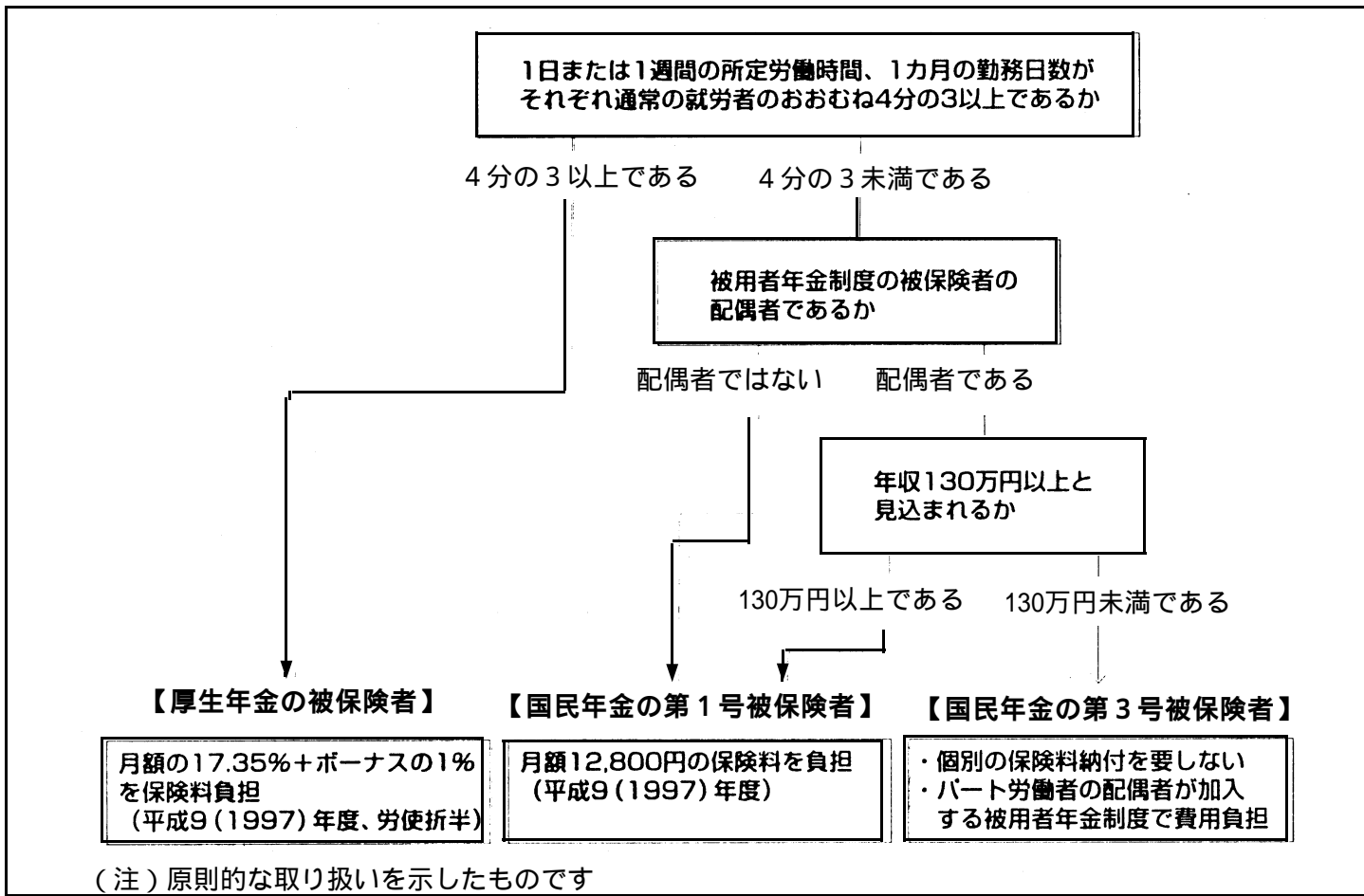
資料：社会保険庁「事業年報」等から厚生省年金局作成

第1号被保険者 (自営業者等)	第2号被保険者 (民間サラリーマン・公務員等)	第3号被保険者 (被用者等の被扶養配偶者)
○20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生等が加入	○民間サラリーマン、公務員等が加入	○民間サラリーマン、公務員等の配偶者が加入
○保険料は定額 月額12,800円 (平成9(1997)年度)	○保険料は報酬(月収)額に比例 厚生年金の保険料率17.35% ○労使折半で保険料を負担	○被保険者本人は負担不要 ○夫(妻)の加入している年金の保険者が負担

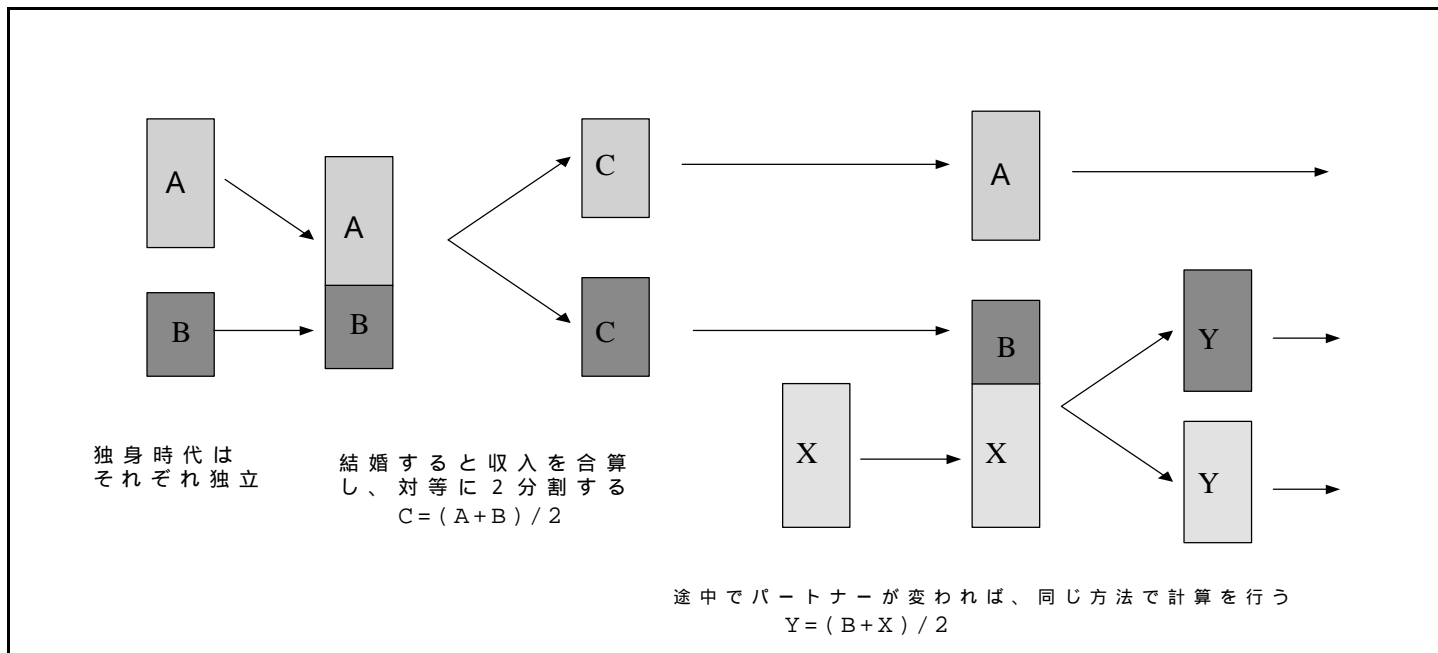
[老齢年金額] (平成9(1997)年4月)

- 国民年金(基礎年金) : 月額 65,458円(40年加入)
- 厚生年金 : 月額 201,600円(最近年金を受け始めた男子の)

図表 3-9 パートタイム労働者の厚生年金・国民年金適用について

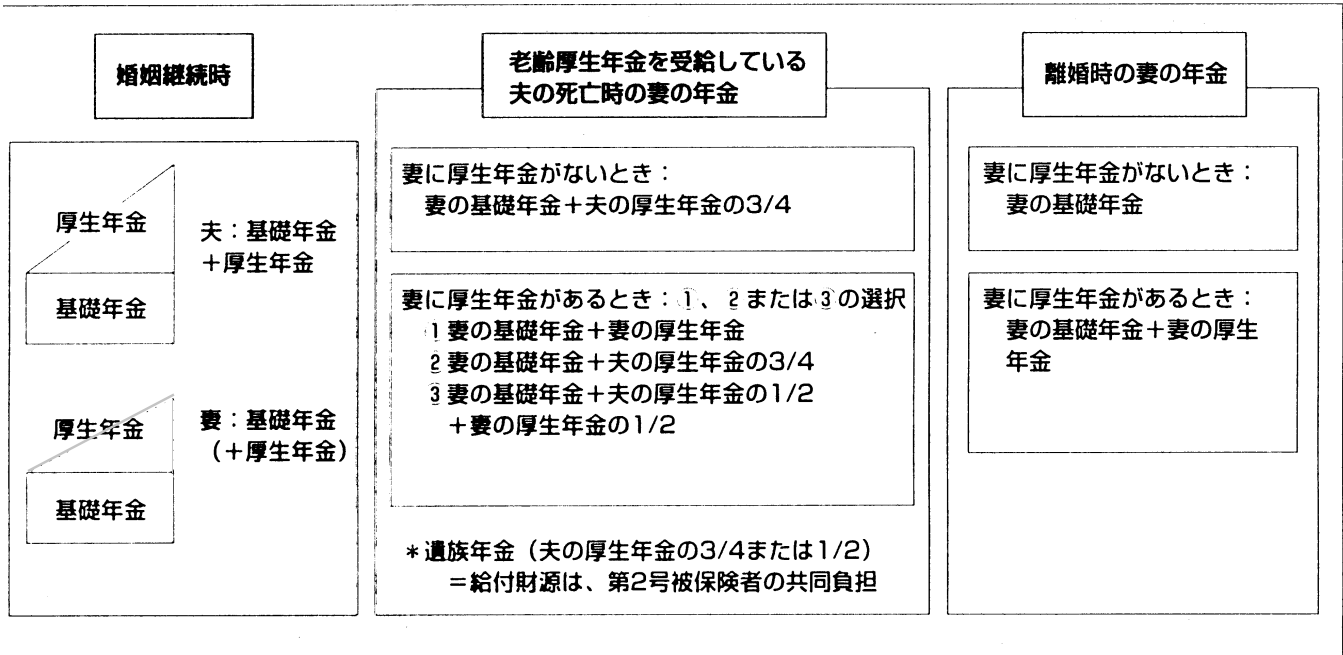


図表 3-10 夫婦二分方式による年金制度における月収の計算



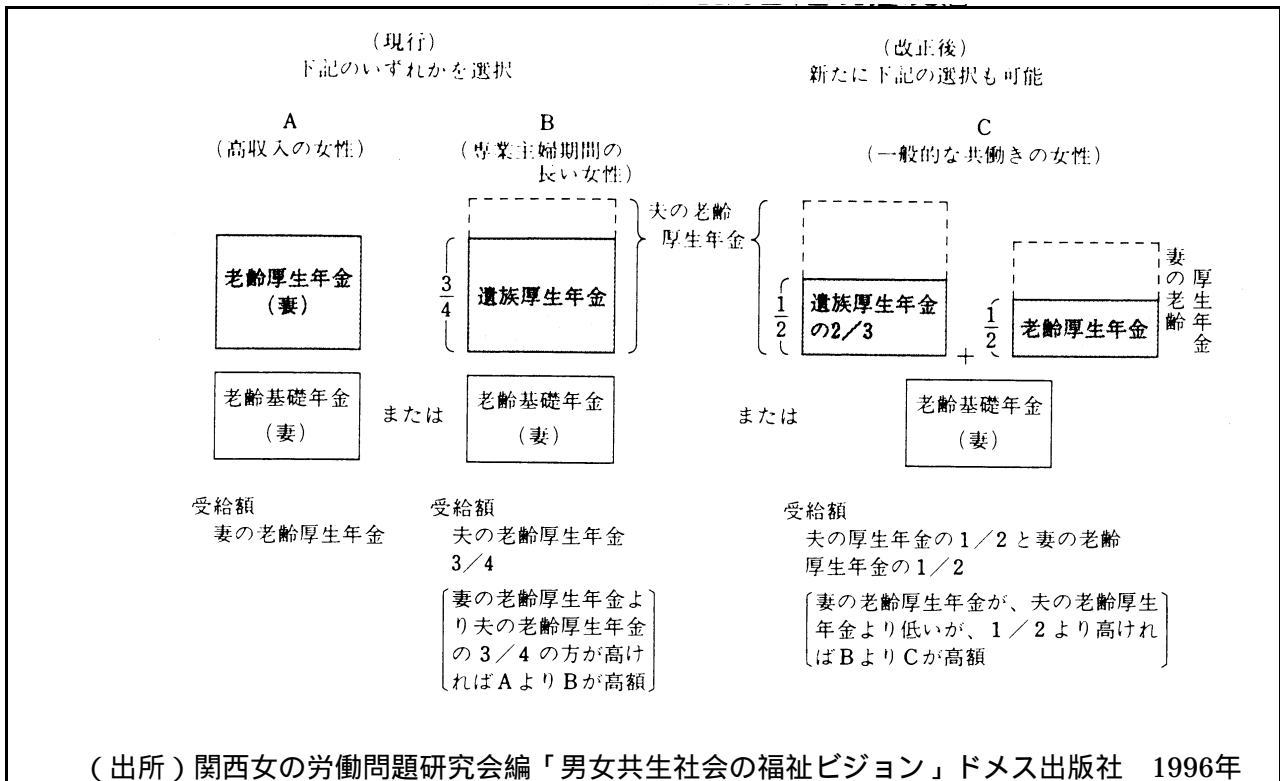
厚生年金の計算式
平均標準報酬月額 × 可処分所得スライド率 (0.99) × 給付乗率 (7.5/1000 ~ 10/1000) × 加入期間
上の図では、Bさんの平均月収の計算においては、収入がB C Yと通算される。

表 3 - 1 1 配偶者の死亡時・夫婦の離婚時の年金給付と負担の現状



(出所 図表 3 - 9 と同じ)

図表 3 - 1 2 夫死亡後の年金の3つの選択肢



(出所) 関西女の労働問題研究会編「男女共生社会の福祉ビジョン」ドメス出版社 1996年
 (注) C の選択肢は1994年改正で導入され、95年4月から施行された

図表 3-13 医療保険における家族の取り扱い

【現行制度】

- ・被用者保険（健康保険、共済組合） - 世帯単位
被保険者本人のみが保険料を負担し、被扶養者は保険料なしで給付を受ける。
- ・国民健康保険 - 個人単位
世帯員全員が被保険者。保険料の納付義務者は世帯主であるが、個々の世帯員についても被保険者均等割の保険料が課せられ、世帯員の所得、資産も合算されて所得割、資産割の保険料が賦課される。

- ・市町村国民健康保険の保険料（税）賦課方法別市町村数 (1996.3.31)

4方式：	所得割	資産割	被保険者均等割	世帯平等割	2,991
3方式：	所得割	被保険者均等割	世帯平等割		219
2方式：	所得割	被保険者均等割			42

- ・介護保険

 - 第1号被保険者（65歳以上の市町村民）は個人単位
 - 第2号被保険者（市町村民のうち40歳～65歳未満の医療保険の加入者）は現行の医療保険制度のルールに従う。

- 第1号被保険者の保険料算定方式

第1段階：老齢福祉年金受給者	基準額 × 0.5
第2段階：住民税非課税（世帯）	基準額 × 0.75
第3段階：住民税非課税（本人） = 基準額（定額）	基準額
第4段階：住民税課税 = 基準額 + 所得割（定額）	基準額 × 1.25
第5段階： " = "	基準額 × 1.5

（注）基準額は各市町村の給付水準に応じて設定

【医療保険の被扶養者と年金の第3号被保険者の範囲の違い】

- ・被用者保険の被扶養者
被用者の直系尊属、配偶者（事実婚を含む）、子、孫、弟妹であって、主としてその被保険者により生計を維持する者
被保険者の3親等内の親族であって、その被保険者と同一世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持する者
- ・国民年金の第3号被保険者
第2号被保険者の被扶養配偶者であって20歳～60歳未満の者に限る

（注）山崎泰彦 上智大学教授による

図表3-14 働く女性をめぐる制度・政策の国際比較

制度・政策		日本	アメリカ	ドイツ	フランス	イギリス	スウェーデン
為替レート(97年9月1日現在)			1ドル = 121.75円	1マルク = 67.27円	1フラン = 18.96円	1ポンド = 198.67円	1クローナ = 15.71円
出産	出産休業 所得保障	産前6週間、産後8週間 労働基準法 1日につき標準報酬日額の80%	法定されていない	産前6週間、産後8週間 従前所得の100%	第2子までは産前6週間、産後10週間、第3子以降は産前8週間、産後18週間 基本賃金の84%	産後29週間、最長10週間 雇用保護統合法 法定出産給付：最長18週間、最初の6週間は従前所得の90%、残りは52.5ポンド 出産手当：最長18週間、52.5ポンド(退職者もしくは自営業者には45.55ポンド)	出産休業と育児休業は統合された制度(→育児休業を参照)
育児	育児休業 所得保障	期間 根拠法 休業取得の要件 金額 根拠法	根拠法 健康保険法	医療保険	医療保険	社会保険拠出及び手当法	全日休暇は出産の60日前から子の生後18か月まで、労働時間短縮型は子が8歳または小学校1年生になるまで 両親休業法 直前6か月または2年間に12か月間雇用されていたこと 従前所得の75% 国民保険法
	公的保育施設	所管官庁(1) 厚生省 ・保育所(0～5歳、1日8時間) ・幼稚園(3～5歳、1日4時間)	所管官庁(2) 文部省 ・幼稚園(3～5歳、1日4時間)	青少年婦人省 ・保育所(0～3歳) ・幼稚園(3～6歳、8:00～12:00)	保健社会保健省 ・保育所 ・幼稚園(4～6歳、月～金、6:30～18:00) ・幼稚園(4～6歳、月～金(学期中のみ)、9:00～12:00もしくは13:00～16:00) ・附設型数寄学校(0～6歳、週2～3回、数時間)	保健社会保健省 ・保育所 ・幼稚園(4～6歳、月～金、6:30～18:00) ・幼稚園(4～6歳、月～金(学期中のみ)、9:00～12:00もしくは13:00～16:00) ・附設型数寄学校(0～6歳、週2～3回、数時間)	保健社会保健省 ・保育所(0～6歳、月～金、6:30～18:00) ・幼稚園(4～6歳、月～金(学期中のみ)、9:00～12:00もしくは13:00～16:00) ・附設型数寄学校(0～6歳、週2～3回、数時間)
介護	介護休業 介護対象者	根拠法 休業取得の要件 期間 根拠法 介護対象者	根拠法 健康保険法	家族・医療休暇法 当該事業主に12か月以上雇用されてきたこと、過去12か月の労働時間が1,250時間以上であること	家族・医療休暇法 当該事業主に12か月以上雇用されていたこと、過去12か月の労働時間が1,250時間以上であること	社会法典第5編	介護される人1人につき介護する各人合計で最長30日間 親族等介護休暇法 国民保険法に基づき社会保障事務所に登録されていること

図表3-14 働く女性をめぐる制度・政策の国際比較（続）

制度・政策		日本	アメリカ	ドイツ	フランス	イギリス	スウェーデン
介護	所得保障	なし	なし	疾病手当（＝所得の80%） 社会法典第5編	なし	なし	疾病手当相当額（＝所得の80%）の 親族手当 国民保険法
	介護保険	金額 根拠法 給付の内容 保険料 根拠法	なし なし	在宅介護給付（現物、現金、両者の 組み合わせ） 施設介護給付（一定額を の介護費用） 1.7%（労使折半） 社会法典第11編	なし（要介護高齢者の申請に基づいて 現物給付を行う「介護給付制度」 を実施）	なし	なし
公的年金制度	老齢年金 遺族年金	主婦の年金権 年金額 当らに被用者 年金権がある 場合の扱い	被用者の配偶者で1年以上婚姻して いる者 遺族者の基本年金額（報酬比例）の 80% 夫の年金額より少ない場合は被用者 年金の保険料は掛け捨て	任意加入（子の誕生から3年間は保 険料を負担すること無しに強制加 入） 年金の合計額が月額800マルクに達 するまで全額支給	なし 所得がスライド制最低賃金を越える 場合は被用者年金の保険料は掛け捨 て	被用者の配偶者で週給61.00ポンド 以下の者 配偶者基礎年金（定額、36.60ポ ンド）（満額の基本年金＝61.15ポ ンド）（満額の基本年金＝61.15ポ ンド）（国家所得比例年金（報酬比 例部分）は週101.44ポンドに達する まで支給	スウェーデンの全居住者に基礎年金 を支給 満額の基本年金（定額、基礎額の 97%） 但し夫婦には151%に減額し て支給 65歳に達した時に遺族年金は支給停 止
税制	主な税制改革の 動向 課税単位 人的控除	所得税の税率を10.5%から70%の15 段階から510%から50%の5段階に簡 素化。配偶者特別控除の削減及び 扶養控除等の人的控除の引き上げに よる減税。消費税の導入（88年）。	所得税率の引下げ及び法人税の減面 積措置に優遇措置を導入する等の 減税措置（リバーガン政策）。所得税の 最高税率の引上げ（ブッシュ政権） による減税。消費税の増税（クリン トン政権）。	所得税の税率引下げと累進度の緩和 等による減税（86、88、90年の3段 階、コール政権）。東西ドイツの統 一による財政需要の増加から所得 税、法人税の付加税の差額等の増税 措置（91年）。	所得税の最高税率の引き上げ（87、 88年、ミツラン政策）。付加価値 税率の引き上げ（82年）。	所得税率の引下げと付加価値税率の 引上げ（サンチヤーニ政権）。所得税の 税率を25%、40%の2段階にフラット 化（88年）。その後20%の軽減税率を 導入し3段階に（92年）。この間付加 価値税率の引上げ（79年、91年）。	国所得税は100%ローネの定額 制への減税措置（90年）。これに 付加価値税は課税範囲の拡大や税率 の引上げ（地方所得税は地域により 異なるが平均約30%）。
		個人単位（1950年以降） 配偶者控除、配偶者特別控除、扶養 控除（子どもや高齢者等）各々38万 ポンドの控除。ただし配偶者控除、配 偶者特別控除は配偶者の所得が一定の 範囲内の場合。	個人単位と世帯単位（2分の2乗方式）の 選択制（1948年以降） 納税者本人、配偶者、子女等の扶 養控除を対象に1人当たり2,550ポ ンドの控除。	個人単位と世帯単位（2分の2乗方式）の 選択制（1958年以降） 扶養子女控除（子ども一人につき）、 個人所得税の場合には1,047マルクの 控除。	世帯単位（n分のn乗方式）（1945年以降） 配偶者や扶養子女の人的控除なし。	個人単位（1990年以降） 65歳未満の世帯について1,790ポ ンドの夫婦控除。65歳以上75歳未満 の夫婦で控除額は増加。	個人単位（1971年以降） 各所得区分に応じた所得控除。 児童手当制度（年間支給額は1人 の場 合が1万207ローネ、人数が増える につれて支給額は連増）。

（備考）「先進諸国の人口問題」（1996年、東京大学出版会）、「保険と年金の動向」（1996年、厚生統計協会）、「海外社会保障動向'92-93」（1992年、ぎょうせい）
などにより作成。